



第3回 人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会
地方公営企業の料金のあり方について
上下水道料金の改定にあたっての検討論点

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 小室将雄

2019年8月9日

(注)本資料の意見に関する部分は発表者の個人的見解であり、所属する法人等の公式見解ではないことをお断りしておきます。

水道料金の改定にあたっての検討論点

料金改定の検討は、各段階の検討を着実に推進していく必要がありますが各段階で課題があります

水道料金改定の検討(例)

課題

ステップ1 財政計画の策定

- 将来の水需要予測の算定
- 将来の財政収支のシミュレーション

ステップ2 料金水準の算定

- 料金算定期間の設定
- 総括原価の算定
- 料金改定率(資産維持費)の決定

ステップ3 料金体系の設定

- 料金体系決定における検討項目
 - ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定
 - ② 基本水量の設定
 - ③ 口径別基本料金単価の設定(口径別従量料金)
 - ④ 従量料金の逡増度の設定
 - ⑤ 従量料金の水量区画の設定
 - ⑥ 用途別料金の設定(用途別、口径別料金体系の採用)

ステップ4 料金表(案)の確定

- 各種検討項目のメリット・デメリットの整理
- 料金表案のパターン提示・決定

・長期シミュレーションによる料金改定率や料金体系を検討できていない

・総括原価に基づいた料金改定を検討できていない

・資産維持費の整理ができていない

・原価に基づいた料金体系の検討ができていない

・住民への説明が十分でない

総括原価や資産維持費といった考え方についても検討し、説明責任を果たす必要があります

ステップ2 料金水準の算定(総括原価)

水道料金算定の3原則

■ 公正妥当な料金

- 独立採算の原則
- 受益者負担の原則

■ 適正な原価を基礎とした料金

- 「適正な原価」とは、水道事業は公益事業としてなすべき正常な努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むものとされています

- 営業上の費用＋資本費用＝**総括原価**

■ 健全な運営を確保する料金

- 必要な資金を内部に留保

(資産維持費)

資産維持費＝対象資産×資産維持費率により計算された範囲内とする

- 対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首および期末の平均残高とする
- 資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする

(出所:総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会WG第2回財政計画」平成26年3月7日 資料3 10ページより抜粋)

資産維持費の導入例(岩手県平泉町)

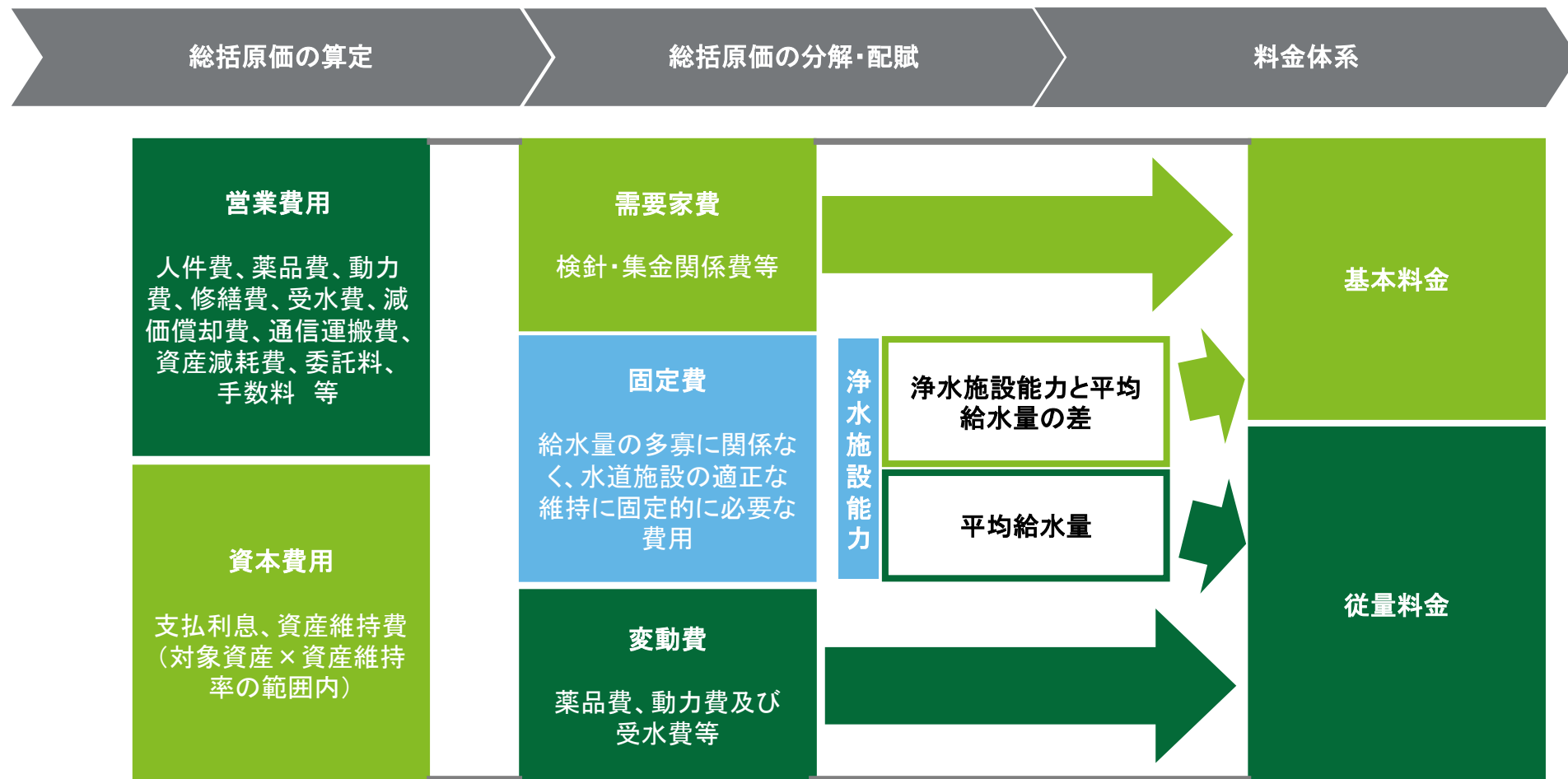
資産維持率＝自己資本構成比率40%×過去5年間の企業債利率の平均

- (水道料金算定)要領中、「標準的な資産維持率により難しいときは、自己資本構成比率の目標値を達成するための額を計上できる」により、自己資本構成比率で算出することとし、次の内容を考慮して決定した。
- 災害等の場合でも1年間の計上費用と企業債償還額等を賄うことができる現金預金を保有することとした。(略)
- 自己資本構成比率が類似団体と(略)比べ低いため、(略)40%を目標とした。

(出所:総務省「水道事業・先進的取組事例集」66ページより抜粋)

料金体系は原価に基づき検討を行う必要があります

ステップ2 料金水準の算定(水道料金算定要領)



※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

料金体系の各体系の論点について検討していきます

ステップ3 料金体系の設定(検討すべき論点(例))

①基本料金と従量料金の収入割合

| | | 水道料金 (1ヶ月あたり、税抜) | | | | | | |
|-----------------------|---------|------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 用途 | 口径 | 基本料金 (円/月) | 従量料金単価(円/m ³) | | | | | |
| | | | 0- 10m ³ | 11- 30m ³ | 31- 50m ³ | 51- 100m ³ | 101- 200m ³ | 201m ³ 以上 |
| ②基本水量 | 13・20mm | 800 | 0 | 120 | 150 | 180 | 210 | 240 |
| | 25mm | 1,100 | | | | | | |
| | 30・40mm | 1,300 | | | | | | |
| | 50mm | 3,200 | | | | | | |
| | 75mm | 3,500 | | | | | | |
| | 100mm | 4,400 | | | | | | |
| | 150mm | 8,900 | | | | | | |
| | 200mm | 14,300 | | | | | | |
| ③口径別基本料金 (口径別従量料金) | 250mm以上 | 20,900 | 0 | 60 | | | | |
| | 浴場用 | 5,600 | | | | | | |

⑤水量区画

④従量料金の逡増度
(最低従量料金)

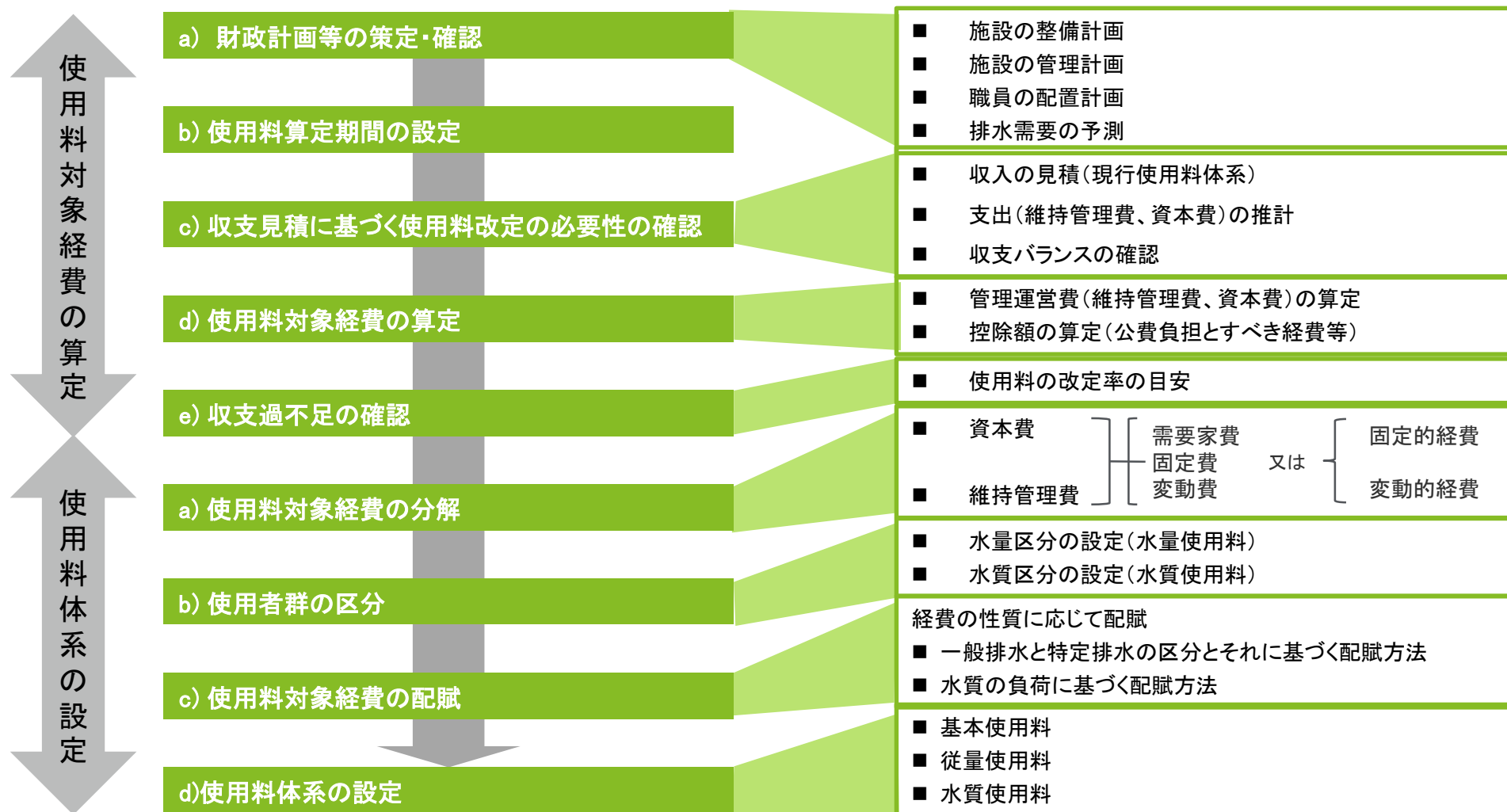
⑥用途別料金の検討
(用途別、口径別料金体系)

(出所: 滋賀県大津市「第6回大津市水道事業経営検討委員会」平成28年1月26日 資料1 7ページ 注: 吹き出しは発表者が付したものである。)

下水道使用料の改定にあたっての検討論点

下水道使用料の検討も、各段階の検討を着実に推進していく必要があります

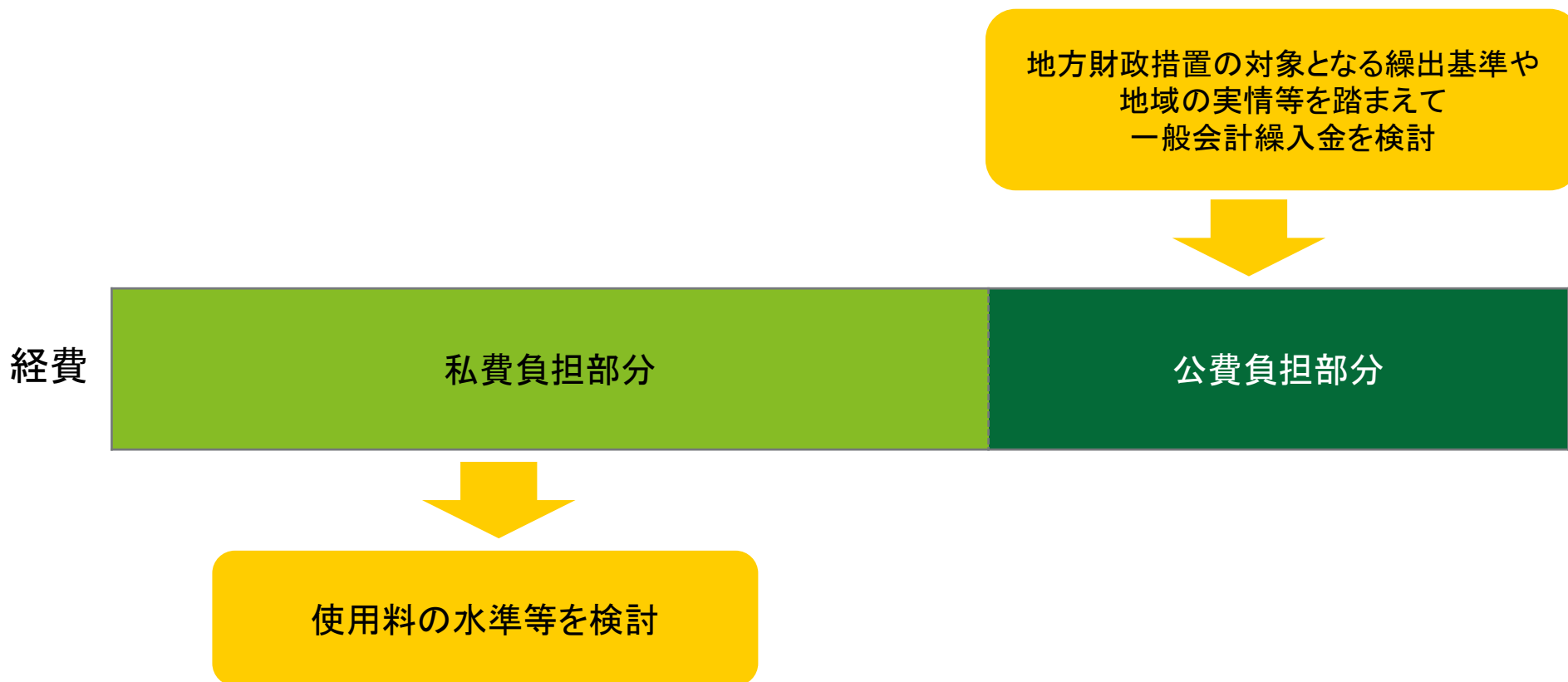
下水道使用料の検討



(出所: 日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方2016年度版」平成29年3月10日 3ページを参考に発表者が加工)

下水道事業においては、財源としての使用料と一般会計繰入金のバランスを検討する必要があります

使用料対象経費の算定(一般会計繰入金の検討)



Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Webサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001